

今次国際通貨危機について

英ポンド・フロート以来一時小康を保っていた為替市場は、本年2～3月にかけて2度にわたり激しい米ドル投機に見舞われた。今次通貨危機は、2月には米ドルの再切下げおよび日本円とイタリア・リラのフロート移行などにより、また3月にはEC6か国の共同フロート移行と米国の市場介入表明などにより、一応の収拾をみた。この結果、主要国通貨は米ドルに対してすべてフローントすることとなり、国際通貨情勢はここに新局面を迎えるに至った。

1. 通貨危機の背景とその収拾策

(1) 米ドル切下げ等について

(マルク買投機の発生)

1月下旬のイタリアの二重為替相場制実施およびスイス・フランのフロート移行により為替市場は波乱含みとなったが、こうした動搖はローカル・カレンシーの問題として、いずれ落ち着しようとのおおかたの期待に反して、2月にはいり本格的な米ドル危機に発展し、投機の波はドイツ・マルク買いに向かった。これには、スイス・フランの対米ドル相場がフロート後上昇し、ドイツ・マルクの同相場との乖離が広がってきていたことも見のがしえない。激しいマルク買い圧力に対して、西ドイツ当局は、今回の危機は本質的には「米ドル危機」であり、経常収支がほぼ均衡している以上、西ドイツが為替相場を変更する必要はないとの立場を堅持し、為替管理を強化しつつ米ドルを買いささえる態度をとり続けた。しかしながらマルクの平価変更思惑による資金流入はあとを絶たず、当局は2月8日に17億ドル、翌9日にも16億ドルの米ドル買いささえ(2月1～9日累計59億ドル)を余儀なくされ、ついに12日には市場閉鎖に追い込まれた(他の主要国も追随)。

(通貨危機の基本的背景)

西ドイツを直撃した上記米ドル投機の基本的背

(第1表)

今次国際通貨調整の足どり

	事 項
1973. 1. 22	イタリア・リラ、二重相場制へ
1. 23	スイス・フラン、変動相場制へ
2. 2～9	欧州、日本の為替市場でドル売り激化
2. 2	西ドイツ、為替管理を強化
2. 8～9	西ドイツ・ブンデスバンク、約33億ドル買いささえ
2. 9	独、英、仏緊急蔵相会議開催
2. 12	欧州外國為替市場閉鎖
2. 13	米国、ドルを10%切下げ
〃	日本円、イタリア・リラ、変動相場制に移行(14日から実施)
〃	ロンドン外国為替市場再開
2. 14	欧州大陸外國為替市場再開
3. 1	大量のドル売り、欧州全域で再発
〃	ヒース、プラント会談開催
3. 2	欧州外國為替市場閉鎖(ただし、フランスのみ午前中一時オープン)
3. 4	EC閣僚理事会開催
〃	フランス総選挙(第1回)
3. 8	EC閣僚理事会開催
3. 9	拡大G-10蔵相・総裁会議開催
3. 11	EC閣僚理事会開催、EC6か国共同フロート移行(19日から実施)、フランス総選挙(第2回)
3. 16	拡大G-10蔵相・総裁会議開催、共同コミュニケでドル買いささえ合意
3. 19	欧州外國為替市場再開
3. 21～23	IMF20か国委員会蔵相代理会議開催
3. 26～27	IMF20か国委員会蔵相会議開催

景は、いうまでもなく米国側——米ドルに対する信認の欠如——にあったといえよう。

まず、為替市場における米ドル相場は、昨夏の英ポンド・フロート以降、米国景気の回復、物価の相対的安定、ベトナム和平期待などを材料として、比較的安定裡に推移してきた。しかし、貿易収支面では、昨年4月以降最悪期は脱したもの目だった改善を示さず、結局72年中の赤字は68億ドルと前年(同28億ドル)比約3倍と史上最高を記録するに至った(第2表参照)。このため、スミソ

(第2表)

欧米主要国の国際収支

(ドル建、単位・億ドル)

	米 国				英 国				西 ドイツ			
	1971年		1972年		1972年		1971年		1972年		1972年	
	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月
経常収支	△ 28	△ 80	△ 46	△ 34	25	1	5	4	2	6	0	6
貿易収支	△ 27	△ 68	△ 36	△ 32	7	18	5	13	44	63	26	37
輸出	428	488	232	256	214	238	117	121	372	462	223	239
輸入	455	556	268	288	207	256	122	134	328	399	197	202
貿易外収支+移転収支	△ 1	△ 12	△ 10	△ 2	18	19	10	9	42	57	26	31
長期資本収支	△ 65	△ 13	△ 8	△ 5	4	n.a.	15	n.a.	17	39	33	6
基礎的収支	△ 93	△ 93	△ 54	△ 39	21	n.a.	12	n.a.	19	45	33	12
外貨準備増減	△ 13	+ 0.4	+ 1.5	△ 1.9	37.6	+ 9.4	+ 11.4	+ 20.7	+ 47.8	+ 50.4	+ 42.4	+ 8

	フ ラ ン ス				イ タ リ ア				日 本			
	1971年		1972年		1972年		1971年		1972年		1972年	
	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月
経常収支	5	6	3	3	8	△ 5	7	△ 12	58	67	22	45
貿易収支	11	10	5	5	17	△ 31	7	△ 24	78	90	37	53
輸出	206	261	125	136	143	171	85	86	236	281	125	156
輸入	195	251	120	131	160	202	92	110	158	191	88	103
貿易外収支+移転収支	△ 7	△ 4	△ 3	△ 1	25	26	14	12	20	23	15	8
長期資本収支	△ 2	n.a.	2	n.a.	3	n.a.	n.a.	n.a.	11	45	15	30
基礎的収支	3	n.a.	5	n.a.	5	n.a.	n.a.	n.a.	47	22	7	15
外貨準備増減	+ 32.9	+ 17.8	+ 11.5	+ 6.2	+ 14.4	△ 7.1	3.6	△ 3.5	+ 108	+ 31	6	+ 25

資料：各國統計、OCED Economic Outlook Dec. 72, IFS.

ニアン通貨調整後1年を経過してもなお米ドルの基調的弱さが続いていることに対する不安、ないし米ドルに対する信認欠如が本年にはいりあらためて浮彫りされる形となっていた。

さらに、年初以降のニクソン政権の政策姿勢が米ドルの先行きに対する内外の不安感を高めていたことも見のがせない。第1に、1月11日に賃金・価格等の強制的規制から自主規制への移行(いわゆる「第3段階」移行)を実施したが、これは一般にあまりにも性急な緩和であり、デフレ・ギャップがかなり急速に縮小しつつある現局面ではインフレ再燃の懸念を呼び起こすのに十分であった。第2に、2月初の一帯銀行のプライム・レート引上げ(6.0→6.5%)に対して金利・配当委員会が強引に介入したが、これも政府のインフレ抑制姿勢に対する疑惑をいっそう強めることとなつた。第3に、財政節度にも問題がある。ニクソン

政権は、70~73年度間に740億ドルという巨額の財政赤字(73年度は見込み)を累積させてきた。さらに明74年度についても、景気がプームの最中にあるにかかわらず増税には手をつけない一方、ほとんど守られたことのない議会の歳出抑制にもっぱら期待(たとえば、ジョンソン時代のいわゆる“Great Society”計画のための人的資源支出の大枠手直しと効率化を提案しているが、少数与党のため難航予想)したうえでなお130億ドル近い赤字を計上している。結果的に責任回避となるこのような政府の政策姿勢が、ドル不安に拍車をかけたことも否めない。

(收拾措置の内容)

米国は主要国との緊急協議による合意に基づき、2月12日対外経済政策に関するステートメントを発表、米ドルの平価を10%切り下げる方針(所要の議会手続をとる)を表明した。これに対応

して、ただちに西ドイツ、フランス等は平価を据え置くこととし、これらの通貨の対米ドル為替レートは結果的に11.11%切り上がることとなった。スウェーデン等一部諸国は米ドルよりも小幅の切下げを行ない、また日本、イタリア（注）は新たにフロートへ移行した。一方発展途上国では、マレーシア、シンガポール、香港等の一部アジア諸国ならびに中東およびアフリカの多くの国は金平価を据え置いたが、大部分の中南米諸国と韓国、タイ、フィリピン等は米ドルに追随した（3月号「要録」参照）。

（注）イタリアは二重為替相場制を持続。

（2）ECの共同フロート等について

（米ドル切下げ後の為替市場の動向）

2月14日再開（英国は13日）の西欧為替市場では、米ドルの実需買い等を映じ再開当初はさすがに米ドル高で始まったが、10%という大幅切下げのあとにしては米ドルの予想外の弱さが目だった。これは要するに米ドル不信が依然として消えていなかっただことに基づくものであった。とくにショルツ米財務長官が上記ステートメント中で、米ドル価値維持のため市場介入の義務を負わないこと、74年末までに对外投融資規制を段階的に撤廃することなどを表明したこととは、米国政府の米ドル防衛に対する姿勢に疑問をいだかせるに十分であった。また、スマソニアン合意の際には多角的調整によりいっせいに新為替相場が設定されたとの異なり、主要通貨の半分近くが新しい調整幅を模索する形でフロートしており、主要国間の為替相場体系が不安定でいわば一種の宙づりのかつこうとにどまっていた事情も無視できない。

こうした不安定な市場の地合いの中で、金相場は上昇し、ユーロ・ドラー・レートは高水準を続け、EC諸国首脳の発言をも材料としてECの共同フロート移行必至とのルーマーがしだいに定着していった。そして、3月1日の英独首脳会談の主要テーマに共同フロートが取りあげられるというわざが伝わって、3月にはいり空前のマルク投機が再燃、オランダ、ベルギー、フランス等にも

投機の波紋が拡大するに至った。翌2日西欧為替市場は軒並み閉鎖され（注）東京市場もこれに追随した。

（注）パリ市場は2日いったん開かれたが、米ドル売りが殺到（市場推定3～4億ドル）したため、1時間後に閉鎖された。なお、英国はこの時から市場の閉鎖態様を変更し、大陸諸国と同様英蘭銀行は市場に介入しないが、銀行間取引は認めたとした。

（米国・ECの協議）

市場閉鎖の翌日から、関係各国は事態収拾のための検討に乗り出した。

4日のEC蔵相会議において、ECは米ドル10%切下げ後の各國の為替相場関係は現実的なものであり、今回の危機はもっぱら投機的なものによって招来されたとの共通認識に立ち、米ドルにまつわる不安を取り除くことが先決であるとし、それには当事者たる米国も応分の責任分担により米ドル平価を守る熱意を示す必要があるとの考え方一致した。

9日の拡大G-10蔵相・総裁会議では、EC側が上記の考え方に基づき米国の協力を迫ったが、米国は西欧諸国が西欧としての具体的措置をつめたうえで協議に応ずるとの態度をみせた。

このためECは11～12日の蔵相会議で、EC自体の結束を固めつつ、過剰ドルの圧力をかわす唯一の方法として域外通貨に対する共同フロートの問題を討議した。EC委員会の提案は相互信用供与機構の強化等を盛り込んで、9ヵ国全部が参加する体制の実現を目指すものであった。これに対し英国は巨額の英ポンド残高問題や国際収支改善見通し難などから、英ポンドの対域内通貨固定を図るには無制限、無条件、返済保証のない相互援助体制等を前提にすべしとの立場を強調、また、イタリアは、国内政情の不安定などから、とりあえずEC各国が協調的な単独フロートを行ない、しかる後に共同フロートに移る二段階案を提唱した。しかしながら、英國の主張をのめば将来マルクに過大の負担がかかる懸念があり、またイタリアの考えは一時的にせよ経済通貨同盟の全面的後

退を招くことになるとしてしりぞけられた。一方、米国のがらいの一つが各国の単独フロートを通じて EEC 共通農業政策を骨抜きにすることにあるとみられている以上、EC としてはなんとかして経済通貨同盟を防衛し、EC の連帶性を誇示して通貨・通商面で主導権を確保したいとの気持ちが強かった。こうして、とくに西ドイツとフランスは、英国、アイルランド、イタリアが抜けた 6 か国だけのいわゆる部分的な共同フロートであっても各国ばらばらの単独フロートよりはマイナスが少ないとの判断に傾き、多少の犠牲を払ってもこれを実現させることで妥協が成立した。

再度の拡大 G-10 蔵相・総裁会議(16日)では、EC の対策決定に対応して米国が米ドル買いささえに応分の用意のあることを表明、為替市場はようやく19日からいっせいに再開された。

(収拾措置の内容)

上記協議の過程で決定された収拾措置をここにとりまとめると次のとおり。

(1) EC 6 か国の共同フロート(注)(3月19日から実施)。

イ. 6 か国(西ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、デンマーク)通貨相互間の為替変動幅を従来同様上下 2.25% に維持する。

ロ. 対米ドル平価維持のための市場介入義務を放棄する。

ハ. 英国、アイルランドおよびイタリアはなるべく早く共同フロートに参加する。

ニ. 西ドイツはマルクを SDR に対し 3 % 切り上げる。

なお、これに伴いフランス、オランダ等は為替管理を強化し、また、スウェーデン、ノルウェーは EC 共同フロートに参加、オーストリアはシリングを 2.25% 切り上げてポルトガルとともにフロートに移行した。

(2) 一方、米国もドル買いささえの用意がある旨を表明し、このため、①必要に応じたスワップ拡大、②短資移動規制策の検討等につき合意し

た(拡大 G-10 蔵相・総裁会議コミュニケ全文は「要録」参照)。

(3) 発展途上国についてはとくに新たな対応はなく、わずかにアフリカの Franc 圏諸国が Francs・Franc とリンクした為替レートを維持し、その他通貨に対してフロートする措置をとるにとどまった。

(注) 共同フロートのメカニズム

域内為替変動幅縮小取決めでは、平価ないしセントラル・レートの上下各 2.25%(対米ドル)の幅の中で、EC 通貨相互の為替レートは 2.25% の開差を維持しつつ蛇行変動していたが、共同フロートでは米ドルに対し介入しないため、米ドルに対する幅の中から飛び出すことも起こりうる。

(3) IMF 20か国委員会蔵相会議の開催

市場再開後の 26~27 日開催された IMF 20か国委員会(C-20)蔵相会議では、通貨危機後の主要国通貨フロートという新しい情勢の下で、今後の国際通貨制度の考え方、改革の方向につき種々議論されたが、結局、①新しい為替相場制度は「安定的な、しかし調整可能な平価(stable but adjustable par values)」を基礎とし、「特定の状況下」ではフロートも「有用な手段(useful technique)」である、②SDR を主要準備資産とする、③収支調整のための客観指標およびかく乱的資本移動の問題を検討するため専門グループを設置する、などを内容とするコミュニケが発表された(「要録」参照)。

2. 通貨危機の意義と問題点

(1) 国際通貨情勢の新局面

上述のように主要通貨が米ドルに対しすべてフロートすることにより、国際通貨情勢は新しい局面を迎えるに至った。

新局面をもたらした今次国際通貨危機は、スマソニアン多角調整以降も米国国際収支の改善がいっこうに進まず、過剰ドルがいっそう蓄積されていったことから、米ドルの信認が決定的にくずれたことの証左にほかならない。その意味では交換性のない米ドルを基礎とした固定相場制度によって収拾を図った暫定的なスマソニアン体制の限界

が、ここにはっきり露呈したものといえよう。この間危機収拾をめぐる国際的協議の過程では、各国の利害の対立が随所にみられたものの、ともかくも戦後の世界でつちかわされてきた国際的協調・協力の精神が失われなかつた点は評価すべきであろう。

IMF 20ヶ国委員会蔵相会議は、こうした新しい情勢と雰囲気の中で開催されたが、公表されたコミュニケは、各国の対立する主張を取り入れたため、全体としては、ばく然としたものとなり、国際通貨制度改革への道程が必ずしも平坦ではないことを如実にうかがわせた。その中で今次通貨危機との関連でとくに注目すべき点を摘記すれば次の諸点であろう。

第1は、従来の固定相場制(fixed rate system)を基礎とする考え方方が大きく後退したことである。すでに述べたように、コミュニケでは、これに代わって改革後の為替相場制度は、安定的な、しかし調整可能な平価に基礎を置くほか特定の状況下ではフロートも有用であることが認められた。これは、主要通貨フロートの情勢がかなり長引きかねないと認識から出たものともみられ、いわば現状を追認したものであろう。いずれにせよ、従来のような固定相場制へ立ち戻ることは、理念ないし願望としてはともかく、現実にはきわめてむずかしいとみられ、管理されたフロート(managed float)に加担する主張にみられるようになり、先行きかなり弾力的な為替相場制度に移らざるをえない可能性を暗示しているものといえよう。

第2は従来の米ドル本位制に対し、将来の準備資産としては米ドルの役割を低下させ、SDRを中心とする制度への道が開けつつあることである。すなわち今次米ドルの再切下げが前回の切下げ(金に対して)と異なり SDRに対する行なわれ、また西ドイツ・マルク、オーストリア・シリングの切上げが、当面の便法にもせよ SDRに対する行なわれたことは、SDRがともかく一つの基準として認められつつあることを示すものであ

ろう。

同時に、米国が結果的にはみずから為替レートを変更したことは、「米国が他のいかなる諸国とも同じ自由を有していることを証明したもの」(ショバイツァー IMF専務理事)とみられる。またECが共同フロートに踏み切ったことは、介入通貨としての米ドルを排除したことを意味する(従来の域内為替変動幅縮小取決めでも、域内通貨間については域内通貨により介入)。これらの動きは、米ドルがこれまでの圧倒的な優位から「同輩者中の優位者」へと変化しつつあることをあらためて確認したものとみることもできる。反面、米ドルに代わる準備通貨をなかなか見いだしえないことが問題であるといえよう。

そこで第3に、米ドルの交換性の回復や過剰ドルのコンソリデーションがクローズ・アップされてくる。これについては、代理会議で今後さらに検討すべき対象とされたが、一昨年8月15日以前のような形での米ドルの交換性回復はもとより期待しえないことであろう。今後の危機収拾にあたり、米国は米ドル買いささえの用意のある旨を表明、その際必要とあれば各国とのスワップ網を拡大すると了解されたが、このことは、一応米国の既往の benign neglect 路線の修正として好感され、スワップ引出し分返済時において、場合によっては資産決済が生じ、これが交換性回復につながるものと受け止められてはいる。しかし、米国はこうした介入をどの程度行なうかについてははっきり約束しておらず、米国とのこの面での協力については、米国これまでの基本的政策や準備ポジションなどからみて大きな期待を寄せるすることはむずかしいと思われる。

この点については、今後、米国の国際収支が米ドルの2度の切下げによりどのような改善を示していくかが一つのかぎとなってこよう。

第4に、過剰ドルの存在と投機的資本移動の問題がある。今次2回の通貨危機はいずれも米ドル投機であったが、2月にはともかくも固定相場制の枠内で収拾が図られたのに対し、3月の場合に

は固定相場制が事実上くずれたのが特色といえよう。この背景として、800億ドルの規模にも達するユーロ・ドラー市場や最近増加著しい中東産油国の保有米ドル、さらには世界的に活動する多国籍企業の膨大な資金などが、一段と注目されるに至った。拡大G-10蔵相・総裁会議やC-20のコミュニケでも対策を検討することとされ、C-20代理会議で専門グループを設けて客観指標の問題と並んでかく乱的資本移動問題をとり上げることとなっており、その成果が期待される。

このように、今次通貨危機をもたらした問題の根は深く、かつ今後の国際通貨制度改革にあたり各国が解決を図らねばならない問題は山積している。もとより各国とも今次危機に照らし制度改革の必要性を強調しているが、反面、再開後の為替市場がフロートによって小康を呈している現状に当面安どしている面も否定できない。それだけに、外に過剰ドル、内にインフレ問題をかかえている各国の実情からみて、主要通貨のフロートは、各国の協調を前提としたいわゆる管理されたフロート等の形で長期化する可能性も少なくないとみられている。

(2) EC共同フロート

ECの共同フロートは、加盟各国の金融経済政策の協調と強力な支援機構をもった欧州通貨協力基金の下で、加盟9か国全部が参加したものであれば、経済通貨同盟へ大きく一步前進したと評価しえよう。したがって、英国、イタリア等の脱落した6か国共同フロートにとどまった現実の姿は、前進とはいはず、従来達成された通貨面での統合を守るにすぎない(シュミット西ドイツ蔵相)といえよう。しかし、これによって前述のようにECの利益と連帶は最小限守られたわけであり、今後の経済通貨同盟への展望と域外に対する政治的立場を確保した意義は少なくない。

今後の共同フロートの運営については、弱い通貨と目されるポンドやリラが除かれているため、当面とくに大きな問題を生ずることはないとみられる。しかしやや長期的にみた場合、参加国の経

済政策協調の強化を伴わなければ、国際収支の不均衡が拡大して共同フロートの運営をむづかしくするおそれがないとはいえないであろう。

とくにそうした不均衡が拡大した場合、域外との関連では弱い通貨が強い通貨にひきずられて国際競争力上耐ええない程度までフロート・アップしてしまうほか、域内の問題としても強い通貨による弱い通貨の持続的買いささえが必要となり、強い通貨国における国内流動性の過剰供給、弱い通貨国における債務の累積といった問題も生じよう。また当局は対米ドル相場等の過度の上昇(または下落)を防ぐため米ドルに対しても協調して介入を行なうとの方針を表明しているが、かかる場合、投機の対象となる通貨国でかなりの米ドル買いが起り、この面から域内変動幅の維持に要する負担が増大する可能性がないとはいきれない点も問題といえよう。

(3) 発展途上国の問題

発展途上国では今回の通貨危機收拾の結果、米ドル切下げに伴う外貨準備の実質的減価や円・マルク建借款などに対する返済負担の増大などマイナスの影響を受けることは見のがせない。さる3月の第3回発展途上24か国蔵相・中央銀行総裁会議(ワシントン—アジア、中南米、アフリカから各8か国が参加)において、発展途上国は今次通貨危機が主要先進国間の協議のみによって收拾されたことに強い不満を表明するとともに、①SDRと開発金融とのリンク、②外貨準備が減価した国に対するSDRの追加配分、などを強く要求する旨申し合わせ、IMF20か国委員会蔵相会議でもこれらの要求を打ち出したと報じられている。

これに対し、主要先進国はSDRの信認が阻害されるとして総じて反対しているが、「国際通貨制度の改革にあたっては発展途上国の経済開発を促進し、先進国から発展途上国への実物資源の流れを増大させることが望ましい」旨をコミュニケに盛り込み、発展途上国の立場に配慮せざるをえなくなっている点は注目されよう。